

必要書類（生産緑地法第8条第5項に基づく届出）

●必要書類

- ① 生産緑地地区内行為着手届出書（様式1）
- ② 位置図（住宅地図等）
- ③ 生産緑地地区内行為の内容を示す図面等（配置図、各階平面図、立面図、設計図等）
- ④ 求積図（実測図でも可）
- ⑤ 公図の写し（発行日から三ヶ月以内もの）
- ⑥ 土地登記事項証明書（全部事項証明書）（発行日から三ヶ月以内もの）
- ⑦ 委任状（代理人に委任する場合のみ・任意様式）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

●提出部数

1部

●提出時期

生産緑地地区に関する都市計画が定められた際、当該生産緑地地区内において既に次に掲げる行為に着手している場合は、その都市計画が定められた日から起算して30日以内に、提出いただく必要があります。

<届出が必要な行為>

- (1) 建築物その他の工作物の新築，改築または増築
- (2) 宅地の造成，土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 水面の埋立てまたは干拓

[提出先及び問合せ先]

豊中市都市計画推進部都市計画課（市役所第2庁舎4階）

都市計画係 電話：06-6858-2089